

2025年日本国際博覧会とともに、地域の未来社会を創造する首長連合
運営規約

(名称)

第1条 本会は、「2025年日本国際博覧会とともに、地域の未来社会を創造する首長連合」と称する。

(目的)

第2条 本会は、世界的にも注目される2025年日本国際博覧会を目指し、全国の自治体及び企業が引き続き連携することにより、世界に向けた地域文化の発信や、地域の未来づくりを支援すること等を通じた日本全体の発展を担うことを目的とする。

(活動内容)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) 2025年日本国際博覧会の掲げるビジョンとテーマに沿って、地域が持続的に発展するための活動全体の企画及び総合調整に関すること
- (2) 2025年日本国際博覧会や地域活性化に係る情報共有に関すること
- (3) セミナー、ワークショップ等の開催に関すること
- (4) 行政、専門家、民間企業との連携に関すること
- (5) 会員同士のネットワーク構築に関すること
- (6) その他目的を達成するために必要な活動

(会員)

第4条 本会の会員は、全国の市区町村の長で、本会の趣旨に賛同し、参加表明書を会長に提出した者とする。

2 会員は、正会員又は賛助会員とし、その役割は次のとおりとする。

- (1) 正会員 前条各号に掲げる活動の推進
- (2) 賛助会員 本会の情報共有

(負担金)

第5条 正会員は、次の各号に掲げる正会員が属する自治体の区分に応じ、当該各号に定める負担金を納入しなければならない。

- (1) 政令指定都市 年額50万円
- (2) 中核市及び特別区 年額30万円
- (3) その他の市町村 年額10万円

(会員の脱退)

第6条 正会員又は賛助会員は、会長に脱退届を提出することで本会を脱退することができる。

(役員)

第7条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 会長代行 1名
- (3) 副会長 若干名
- (4) 監査役 若干名

2 前項に定める役員は、正会員の互選により選出する。

3 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(職務)

第8条 会長は、本会を代表し、その活動を総括する。

2 会長代行は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を行う。

3 副会長は、会長及び会長代りを補佐し、会長及び会長代行に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

4 監査役は、本会の業務及び財産の状況を監査する。

(顧問)

第9条 本会に顧問を若干名置くことができる。

2 顧問は会長が指名する。

3 顧問は会長の諮問を受けて本会の運営全般にわたり意見を具申することができる。

(総会)

第10条 本会の総会は、全ての会員をもって構成し、年に1回開催するものとする。

ただし、必要があると認めるときは、臨時に開催できるものとする。

2 総会は、次の事項について議決する。

- (1) 規約の変更
- (2) 活動計画の策定又は変更
- (3) 収支予算の策定
- (4) 収支決算の認定
- (5) その他本会の運営に関する重要事項

3 総会の議事は、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 総会の議事については、議事録を作成するものとする。

(活動計画等)

第11条 会長は、毎年度の活動計画書及び収支予算書を作成し、総会の承認を得なければならない。

2 会長は、毎年度の終了後に活動報告書及び収支決算書を作成し、監査役の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(部会)

第12条 会長は、活動内容に応じ部会を設置することができる。

2 部会は、正会員により構成するものとする。

(事務局)

第13条 本会の事務を処理するため事務局を置く。

(残余財産)

第14条 本会の解散に伴う残余財産は、役員会の議決を経て処理方法を決定し、総会の承認を得るものとする。

(その他)

第15条 この規約に定めのない事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この規約は、平成27年6月10日から施行する。

2 第5条及び第7条第1項第4号の規定は、平成28年度から施行する。

附 則

1 この規約は、平成28年6月8日から施行する。

附 則

1 この規約は、令和2年11月27日から施行する。

附 則

1 この規約は、令和3年11月8日から施行する。

附 則

1 この規約は、令和4年6月1日から施行する。